

## 第三種・第四種郵便物の現状等

平成 2 8 年 1 0 月

# 第三種・第四種郵便物の概要

区別	概要	目的	料金 (最低料金)	第一種郵便物 との料金比較
1 第三種郵便物 (1) 下記以外のもの (2) 月3回以上発行の新聞紙 (3) 心身障害者団体発行のもの	一定の条件を具備する定期刊行物であって会社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。 (郵便法第22条)  *月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの等の区別は法律上の区分ではなく、料金表における区分。	新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、低廉な料金としている。	50gまで 62円 50gまで 41円  50gまで 8円 50gまで 15円	50gまで 120円
	ア 毎月3回以上発行の新聞紙 イ ア以外のもの			
2 第四種郵便物 (1) 通信教育用	法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの (郵便法第27条第1項第1号)	教育の普及に資するため、低廉な料金としている。	100gまで 15円	100gまで 140円
(2) 点字	点字のみを内容とするもの。 (郵便法第27条第1項第2号)	盲人の福祉の増進に資するため、料金を無料としている	無料	50gまで 120円
(3) 盲人用録音物等	盲人用録音物又は点字用紙を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)において発受するもの。 (郵便法第27条第1項第3号)		無料	50gまで 120円
(4) 植物種子等	植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。 (郵便法第27条第1項第4号)	農業の生産性向上に資するため、低廉な料金としている。	50gまで 72円	50gまで 120円
(5) 学術刊行物	学術団体がその目的達成のために、年1回以上継続して発行する学術に関する刊行物(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。 (郵便法第27条第1項第5号)	学術研究の振興に資するため、低廉な料金としている。	100gまで 36円	100gまで 140円

## 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定（抜粋）

**第22条**（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

2 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

3 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

4～5（略）

**第27条**（第四種郵便物） 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したのも、同様とする。

一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物（筆書した書状を内容とするものを除く。）で郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

四 植物種子、苗、苗木、莖若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの

五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

(料金)

**第67条** 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
- 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
- 三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
- 五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
- 六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

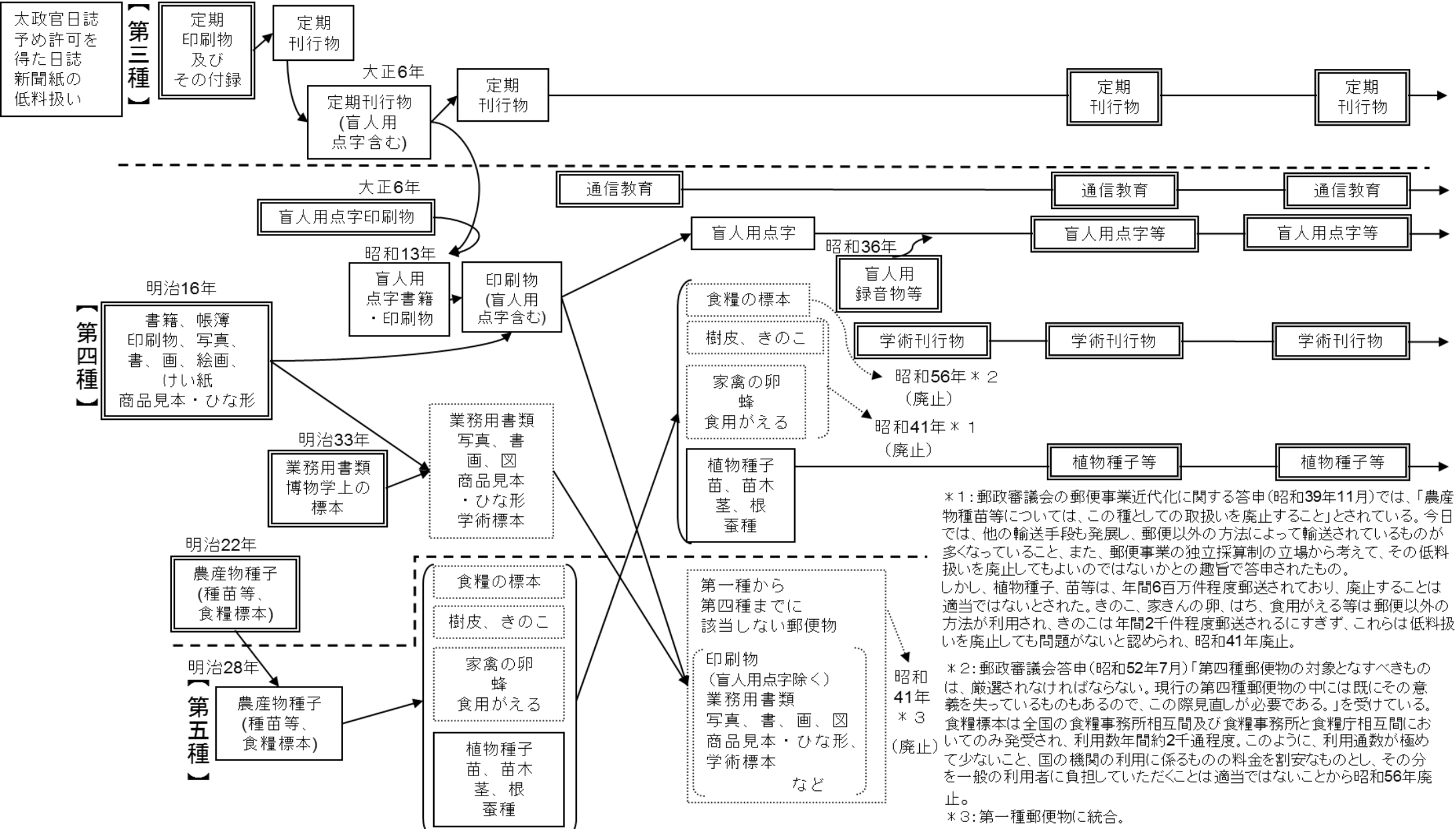
4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
- 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5～7(略)

# 第三種・第四種郵便物の経緯

〔明治4年 郵便創業〕 〔明治16年 郵便条例施行〕 〔明治33年 旧郵便法施行〕 〔昭和23年 新郵便法施行〕 〔昭和24年 改正郵便法施行〕 〔昭和26年 改正郵便法施行〕 〔昭和41年 改正郵便法施行〕 〔平成19年 郵政民営化法施行〕 〔平成24年 改正郵政民営化法施行〕



\*1: 郵政審議会の郵便事業近代化に関する答申(昭和39年11月)では、「農産物種苗等については、この種としての取扱いを廃止すること」とされている。今日では、他の輸送手段も発展し、郵便以外の方法によって輸送されているものが増えてきていること、また、郵便事業の独立採算制の立場から考えて、その低料扱いを廃止してもよいのではないかと趣旨で答申されたもの。

しかし、植物種子、苗等は、年間6百万件程度郵送されており、廃止することは適当ではないとされた。きのこ、家さんの卵、はち、食用がえる等は郵便以外の方法が利用され、きのこは年間2千件程度郵送されるにすぎず、これらは低料扱いを廃止しても問題がないと認められ、昭和41年廃止。

\*2: 郵政審議会答申(昭和52年7月)「第四種郵便物の対象となすべきものは、厳選されなければならない。現行の第四種郵便物の中には既にその意義を失っているものもあるので、この際見直しが必要である。」を受けている。食糧標本は全国の食糧事務所相互間及び食糧事務所と食糧庁相互間においてのみ発受され、利用数年間約2千通程度。このように、利用通数が極めて少ないこと、国の機関の利用に係るものの料金を割安なものとし、その分を一般の利用者に負担していただくことは適当ではないことから昭和56年廃止。

\*3: 第一種郵便物に統合。

## 収支の推移 (第三種・第四種)

- 第三種・第四種は、郵便法で第一種よりも低廉な料金を設定することが義務付けられており、構造的に赤字。
- 最近5年間を見ると、第三種は70億円弱、第四種は11億円強の赤字が継続。

単位：億円

区別		20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 <sup>※</sup> (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	営業収益	199	173	145	131	117	111	105	99
	営業費用	304	262	234	198	178	174	170	166
	営業利益	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	営業収益	10	9	9	8	8	8	7	7
	営業費用	28	31	23	20	19	20	20	18
	営業利益	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11

※ 平成24年度(2012年度)は、平成24年4月1日から同年9月30日までは郵便事業株式会社のデータ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までは日本郵便株式会社のデータの合算。

### 【参考】郵便法第67条第3項・第4項

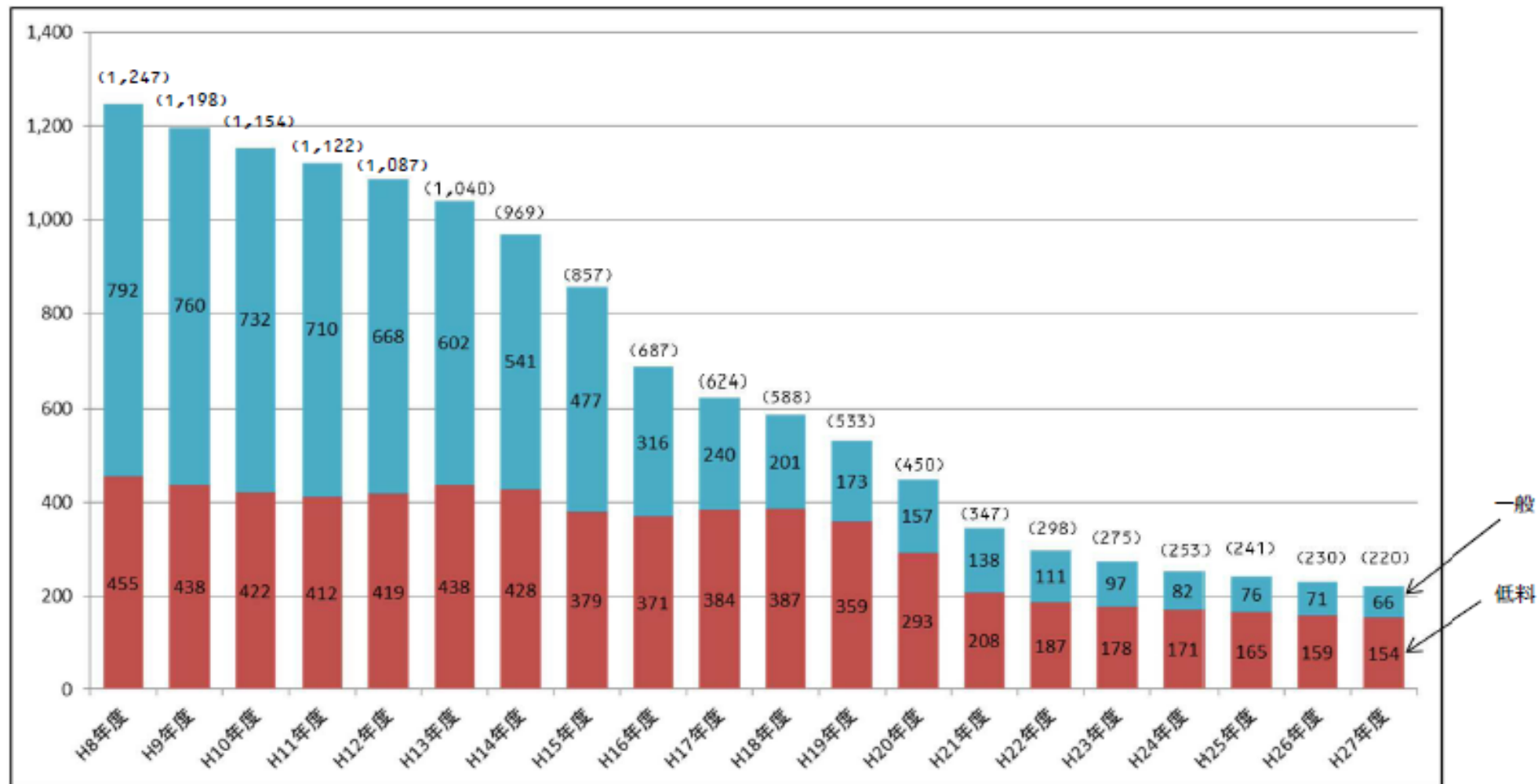
- 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
  - ・ 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
  - ・ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
  - ・ 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

# 引受物数の推移 (第三種)

○ 第三種の引受物数は、一般、低料ともに連続して減少。

【第三種】

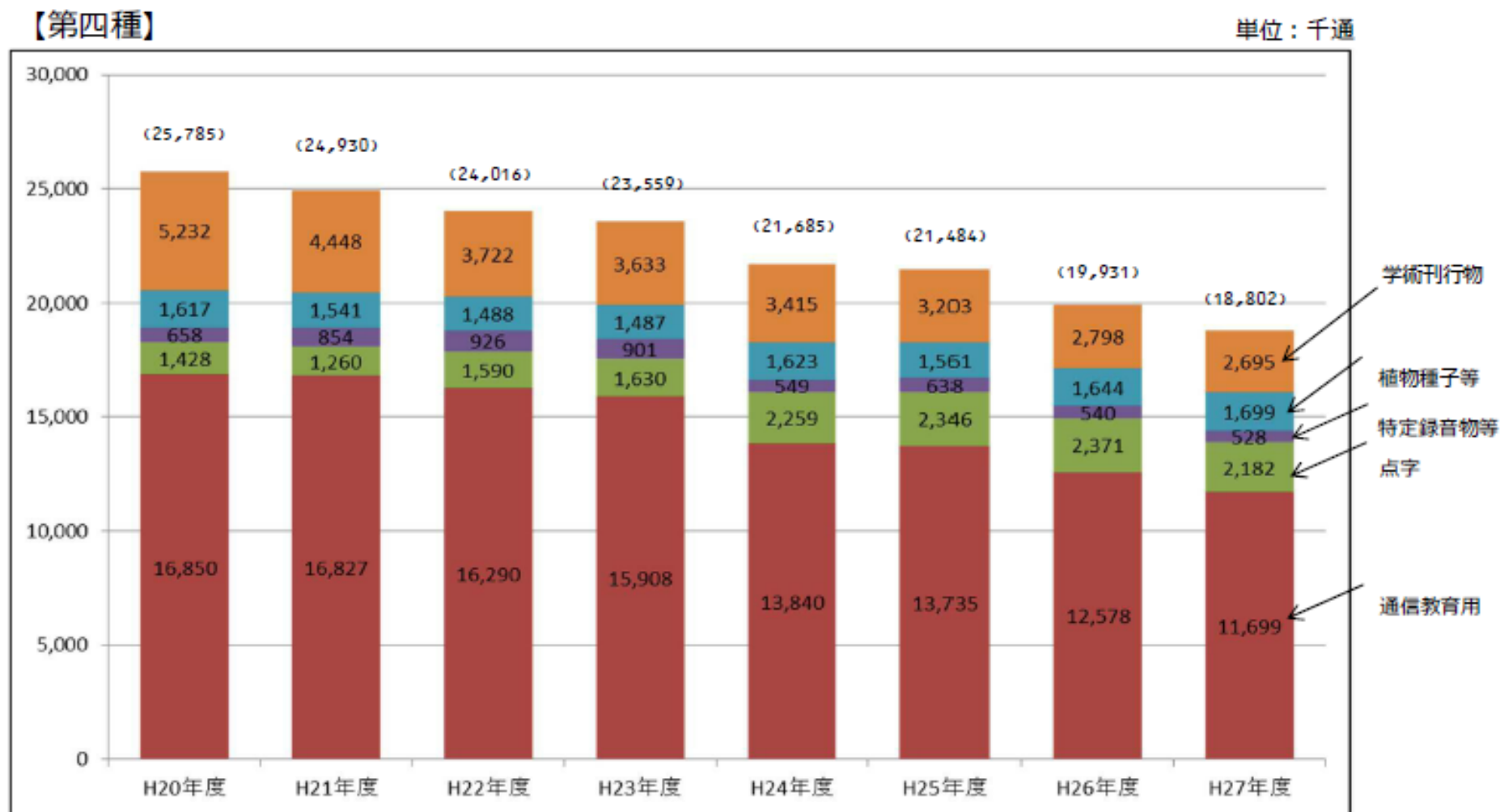
単位：百万通



※( )内は第三種の総通数

# 引受物数の推移 (第四種)

○ 第四種の引受物数の内訳を調査している平成20年度(2008年度)以降の物数をみると、点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい。その他は減少している。



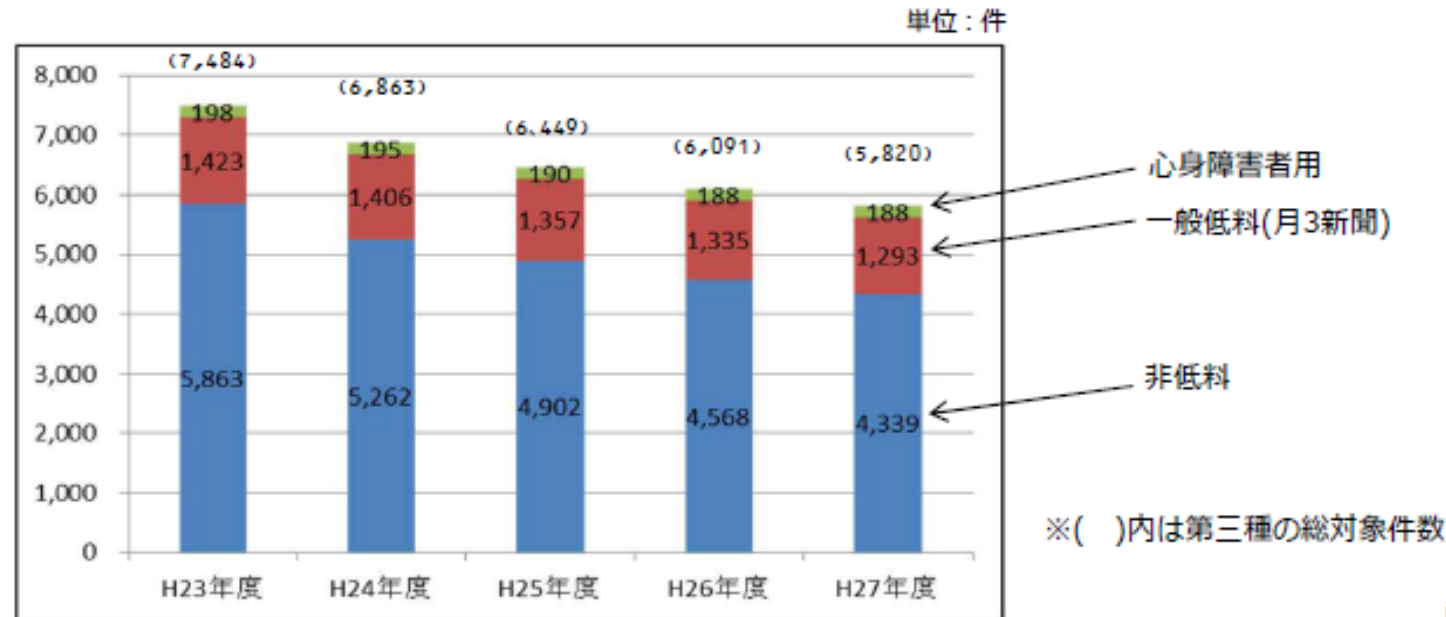
※( )内は第四種の総通数

\* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋



## 承認・指定件数の推移 (第三種)

- 第三種の対象刊行物数は、連続して減少。新規承認は、雑誌の創刊によるもの。
- 新規承認件数も減少。出版業界を取り巻く環境が厳しく、定期刊行物を継続して発行することが難しくなったこと、他社メール便の利用により、第三種を利用する必要性がなくなったこと等によるものと考えられる。



単位：件

種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	対象刊行物数	7,484	6,863	6,449	6,091	5,820
	増減率	▲10.4%	▲8.3%	▲6.0%	▲5.6%	▲4.4%
	(内訳) 非低料	5,863	5,262	4,902	4,568	4,339
	一般低料(月3新聞)	1,423	1,406	1,357	1,335	1,293
	心身障害者用	198	195	190	188	188
	(再掲) 新規承認	14	9	5	6	3
	(内訳) 非低料	11	7	2	3	2
	一般低料(月3新聞)	3	2	3	3	0
心身障害者用	0	0	0	0	1	

- 通信教育用の利用者数は、若干の増加傾向。
- 植物種子等の利用の約半数が特定の2社で占められている。
- 第四種の指定件数は、学術刊行物が微減、特定録音物等は横ばい。
- 学術刊行物の新規の指定件数は、平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)は0件。平成25年度(2013年度)以降も1桁台。

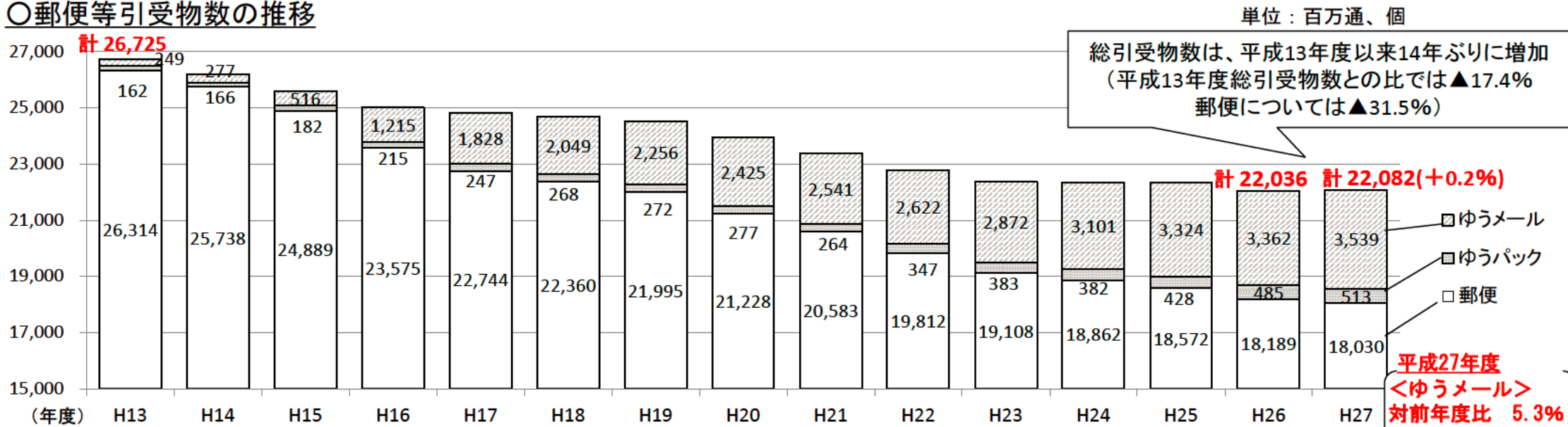
種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
通信教育用	利用者数(※)	388件	403件	415件	452件	456件
	増減率	0.5%	3.9%	3.0%	8.9%	0.9%
植物種子等	利用者数(※)	157社	167社	186社	216社	189社
	増減率	12.9%	6.4%	11.4%	16.1%	▲12.5%
学術刊行物	指定件数	2,214件	2,133件	1,976件	1,945件	1,909件
	増減率	▲2.8%	▲3.7%	▲7.4%	▲1.6%	▲1.9%
	(再掲)新規件数	0	0	2	1	4
特定録音物等 (発受施設の指定)	指定件数	2,708件	2,737件	2,753件	2,573件	2,601件
	増減率	1.5%	1.1%	0.6%	▲6.5%	1.1%
	(再掲)新規件数	38	25	18	16	30

※ 後納の利用者（全体の約6割）。

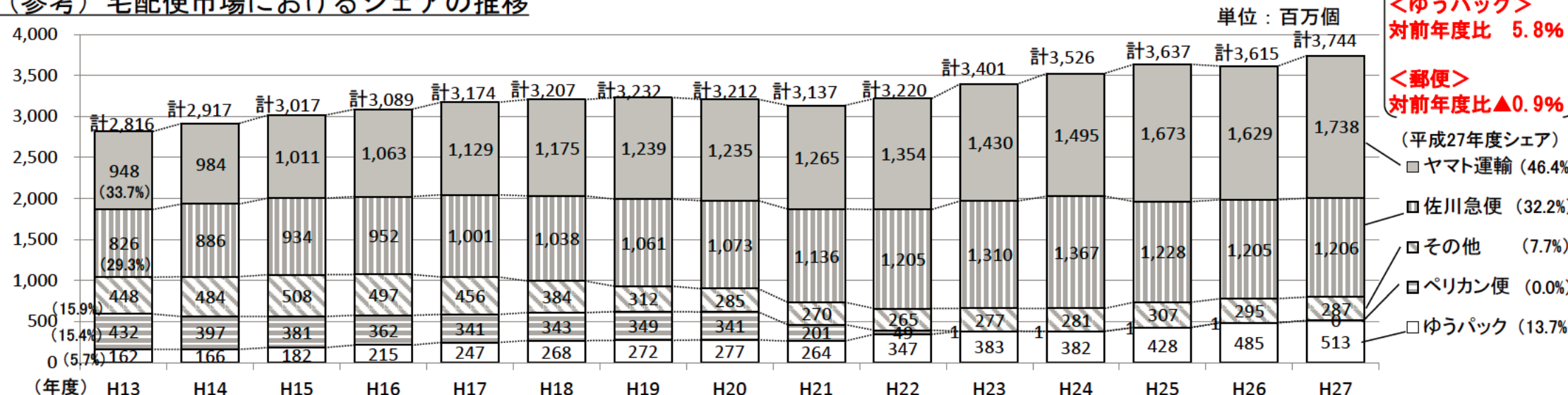
# 郵便引受物数等の推移

□ 総引受物数（荷物含む）については、平成26年度比0.2%の増加となり、平成13年度のピーク以来14年ぶりに増加。  
 （郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成27年度はピークと比べ、31.5%の減少。）

## ○郵便等引受物数の推移



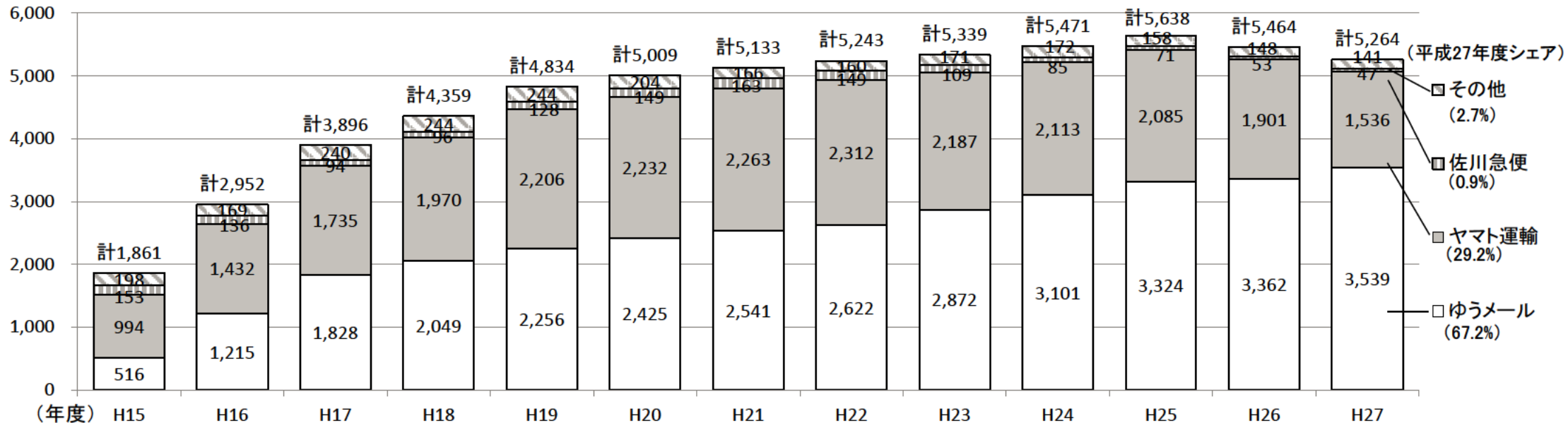
## (参考) 宅配便市場におけるシェアの推移



(出典)国土交通省報道資料

## ○メール便取扱冊数の推移

(百万冊)



(出典)国土交通省報道資料

## ○メール便を取り扱っている主な事業者の料金

ゆうメール (日本郵便)	～150g	～250g	～500g	～1kg	～2kg	～3kg
	180円	215円	300円	350円	460円	610円

ヤマト運輸	～1kg
	上限164円

佐川急便	～300g	～600g	～1kg
	165円	216円	319円

※ 税込金額

※ 各社共、上記料金その他、大口利用等に応じた料金がある。

(出典)各社ホームページ